

資料編

札幌市学校適正配置検討懇談会

次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

札幌市学校適正配置計画を策定するための、下記の事項に関する総合的な検討について

1. 札幌市の小中学校における学校適正配置のあり方について

平成16年（2004年）12月21日

札幌市教育委員会

教育長 松平 英明

(理 由)

近年の都市化や核家族化に加えて、少子高齢化の急速な進行や長引く景気の低迷により、特に札幌市においては、全国的な水準を上回る少子化が進行し、児童・生徒数が減少していることに伴い、市内小中学校の小規模化が進行している。

一方、建築後相当の年数を経過する学校が次第に増加し、今後改築の時期を迎えるが、現在の厳しい財政状況を考慮すると、全市的な視点での学校配置を検討したうえで、改築事業を行う必要がある。

子どもたちにより良い教育環境を提供するため、札幌市における児童・生徒を取り巻く社会状況並びに全市的な学校適正配置事業実施の際に考慮すべき事項について総合的検討を行い、その結果に基づき、札幌市における小中学校の適正配置計画を策定し、実施していく必要があると考える。

資料 2 : 札幌市学校適正配置検討懇談会委員名簿

(敬称略・五十音順)

| | | | | |
|-----|-----|-----|---------------|-----|
| | 上 田 | 環 | 札幌市 P T A 協議会 | 副会長 |
| | 陰 山 | 昭 男 | 公 募 委 員 | |
| | 栗 原 | 清 昭 | 札幌市 P T A 協議会 | 会 長 |
| | 小 林 | 米 雄 | 公 募 委 員 | |
| | 小松平 | 縁 | 公 募 委 員 | |
| | 小 山 | 敏 幸 | 札幌市立星置中学校 | 校 長 |
| | 今 | 裕 子 | 札幌市立澄川西小学校 | 校 長 |
| 副座長 | 佐 藤 | 淳 | 北海学園大学経営学部 | 教 授 |
| | 佐 藤 | 正 矩 | 札幌市立平和通小学校 | 校 長 |
| | 里 谷 | 彰 | 札幌市立東栄中学校 | 校 長 |
| | 田 中 | 歩 | 公 募 委 員 | |
| | 中 島 | 郁 子 | 公 募 委 員 | |
| | 舛 田 | 弘 子 | 札幌学院大学人文学部 | 助教授 |
| | 三 澤 | 千佳子 | 公 募 委 員 | |
| 座 長 | 村 瀬 | 千 檉 | 北海道教育大学教育学部 | 教 授 |

資料3：札幌市学校適正配置検討懇談会設置要綱

(目的)

第1条 札幌市学校適正配置計画の策定にあたり、子どもたちにより良い教育環境を整備するため、本市における児童・生徒を取り巻く社会状況並びに全市的な学校適正配置事業実施の際に考慮すべき事項について総合的検討を行い、その結果に基づき、札幌市における小中学校の適正配置のあり方について意見提言を行うことを目的として、札幌市学校適正配置検討懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 懇談会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 公募市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から意見提言を行った日までとする。ただし、特別の事情のあるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長各1名を置き、座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名する。

2 座長は、懇談会を総括する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理し、座長が欠け

たときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、座長は会議を非公開とすることができる。

(意見聴取及び資料提出)

第6条 座長は、検討を進めるにあたり必要と認めるときは、懇談会において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を、札幌市教育委員会総務部配置計画担当課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月6日から施行する。
- 2 懇談会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

資料4：札幌市学校適正配置検討懇談会審議経過

第1回 平成16年12月21日

- 札幌市教育委員会教育長より諮問
- 児童生徒数などの現況について

第2回 平成17年3月3日

- 札幌市学校適正規模検討懇談会意見提言（平成12年）について
- 本懇談会のスケジュールについて

第3回 平成17年4月27日

- 学校規模のあり方及び小学校の適正規模・適正配置について
- 資生館小学校の統合効果について

第4回 平成17年6月23日

- 中学校の適正規模・適正配置について

第5回 平成17年7月22日

- 通学区域の弾力的運用について
- きめ細かな教育について

第6回 平成17年8月31日

- 適正配置のすすめ方について
- 適正配置を行う際に考慮すべき事項について

第7回 平成17年10月5日

- 意見提言（案）検討及び全体総括

第8回 平成17年10月31日

- 意見提言最終取りまとめ

資料5：札幌市立小・中学校の適正規模及び適正配置について
(平成12年 札幌市学校適正規模検討懇談会「意見提言」の概要)

1 検討の趣旨

現在、全国的に少子化が進んでおり、札幌市においても多くの小・中学校においては、年々学級数が減少する状況となっている。学校全体、あるいは1学年あたりの学級数が減少することは、教育の効果や学校運営等に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちの健やかな成長を促すためには、過大・過小な規模ではなく適正な規模の学校での教育が望ましいと考えられる。

この観点から、小・中学校の適正規模のあり方とこの適正規模を実現するために想定される適正な配置についての検討結果を意見提言としてとりまとめたものである。

2 学校規模の考え方について

- (1) 子どもたちは、学校生活の中で個性を磨き、また社会性を身につけていくが、その効果は、一定以上の規模の集団（＝学校）の中で学び、生活していくことによって、より高められる。
- (2) 子どもたちに新しい成長の機会を与えるためには、教育的に配慮した効果的なクラス替えが可能となるような学校規模が必要である。
- (3) 子どもの潜在的な能力を伸ばしていくためには、様々な個性を持つ多くの教員とふれあうことのできる学校規模が必要である。
- (4) 部活動は、人格形成や生徒指導上重要であり、多様な部活動を用意することのできる一定以上の学校規模が必要である。
- (5) 今後の教育内容の変化に対応していくためには、十分な数の教員の確保が可能となる学校規模が望まれる。
- (6) 小学校においては、同学年の担任教員が協力し、効果を上げるためには1学年3～4学級が望ましい。
- (7) 総合的な学習の時間の新設及び選択教科の充実に対応する上で必要となる教員の数を確保するためには、一定以上の学校規模があることが望ましい。

3 学校の適正規模について

(1) 小学校における適正な学校規模

- ①効果的なクラス替えのためには、1 学年 3～4 学級、少なくとも 2 学級が望ましい。
- ②このことから、適正規模は全校で 18～24 学級であり、少なくとも 12 学級以上は必要と考える。

(2) 中学校における適正な学校規模

適正規模は全校で 12～24 学級の範囲と考えられるが、今後の検証を経た上で検討すべき課題もあることから、引き続き検討を行う必要がある。

4 学校の適正配置について

(1) 学校規模の適正化を検討すべき地域

札幌市内では、①人口空洞化の進む都心部、②人口の減少が見られる郊外部の旧宅地造成地区、③市街化区域の縁辺部（山間部等）などに、学校の適正規模を検討すべき地域が見受けられる。

特に、12 学級を大きく下回る学校が隣接し、また老朽化が著しい学校を含む都心部については、速やかに学校の適正規模化を行う必要がある。

(2) 学校適正配置の手法

通学区域の変更、統廃合及び特認校制度の適用が考えられるが、特認校化は困難と考えられる。

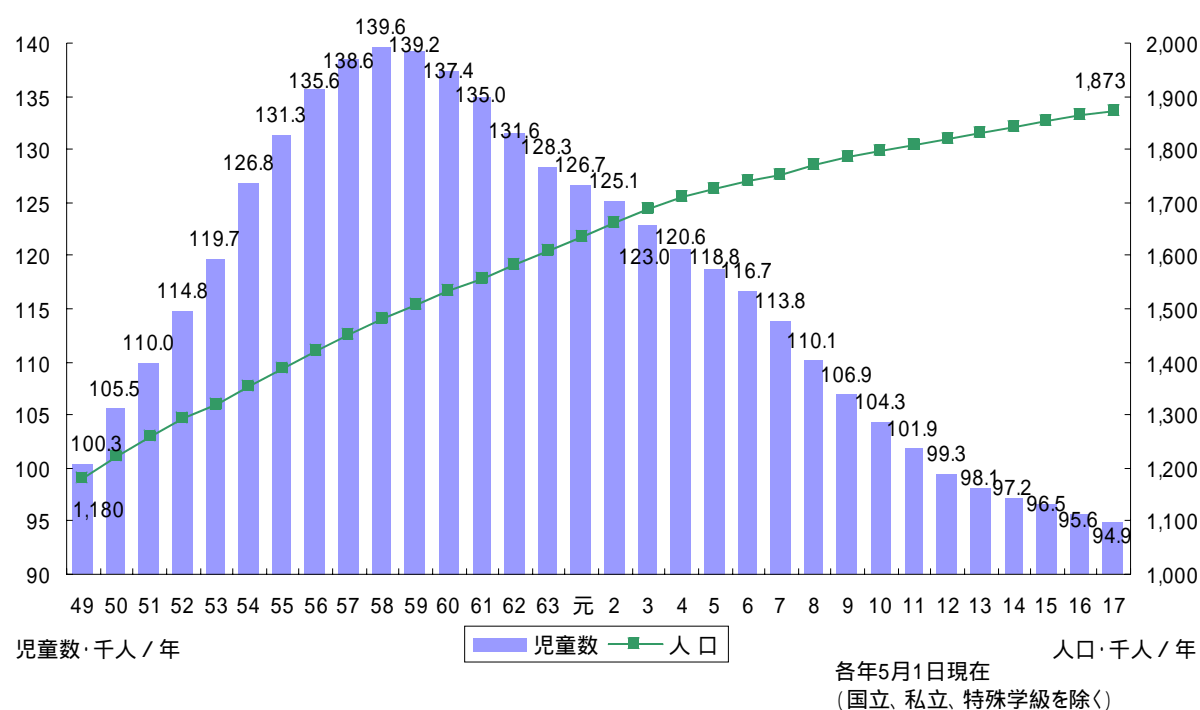
資料6：学校規模の現状について

(1) 札幌市の児童生徒数の推移

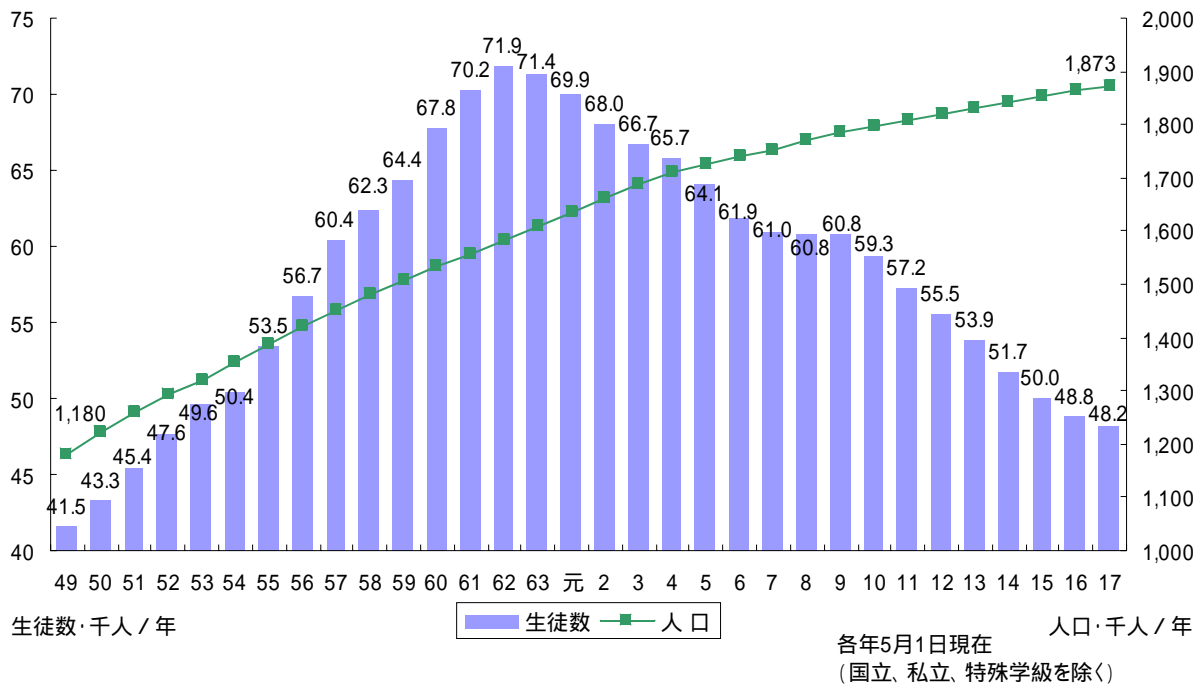
札幌市の児童生徒数の推移をみると、人口は一貫して増加しているのに対し、小学校児童数は昭和58年の約14万人をピークに減少に転じており、平成17年では約9万4千人となっており、ピーク時の約68%に減少している。

また、中学校生徒数も昭和62年の約7万2千人をピークに減少に転じており、平成17年では約4万8千人となっており、ピーク時の約67%に減少している。

図表1 札幌市の小学校児童数の推移



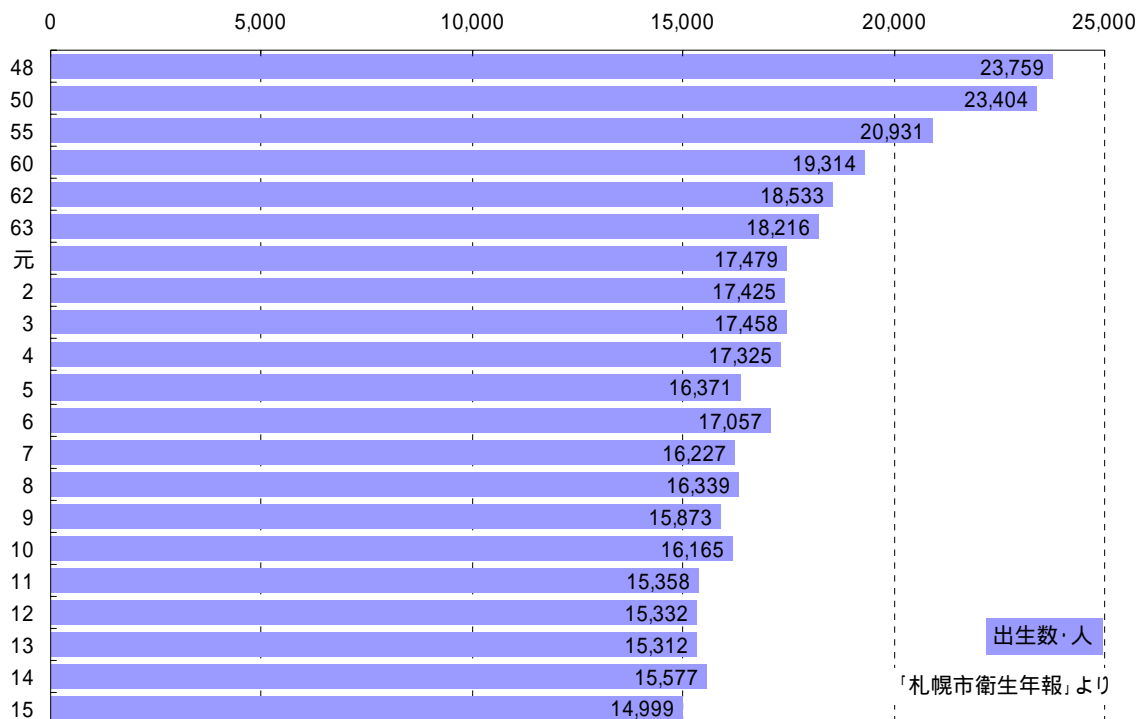
図表2 札幌市の中学校生徒数の推移



(2) 札幌市の出生数・率の推移

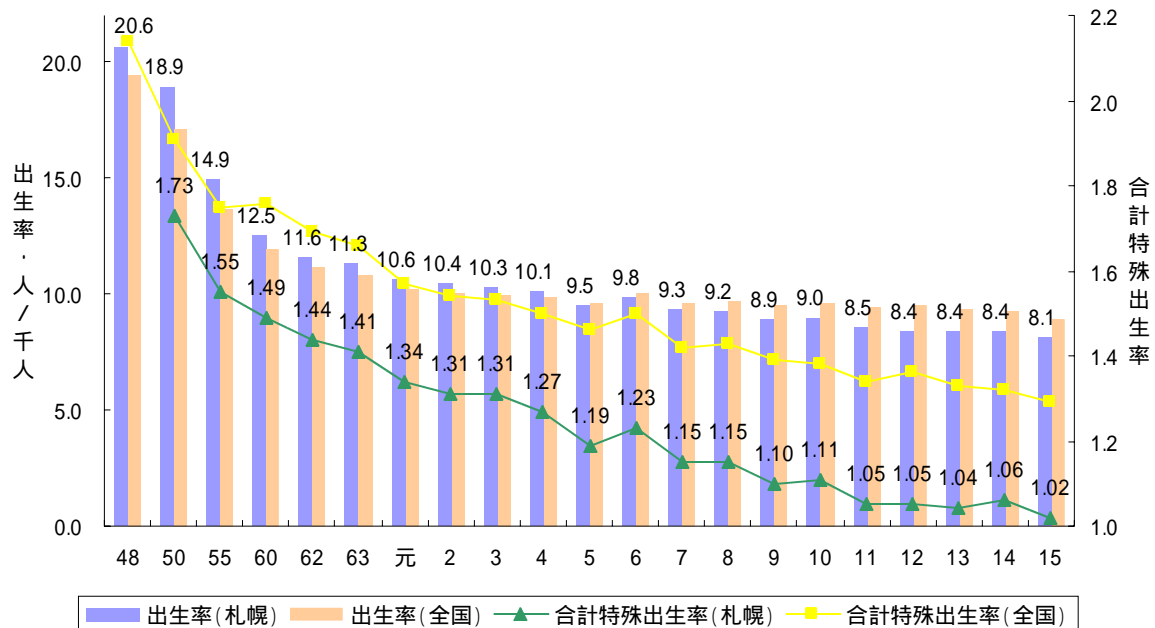
札幌市の出生数は減少傾向にあり、平成15年では14,999人となっている。

図表3 札幌市の出生数の推移



出生率及び合計特殊出生率は、全国、札幌市ともに低下傾向にあるが、札幌市はそれぞれ全国の水準を下回っており、平成15年の出生率は8.1、合計特殊出生率は1.02となっている。

図表4 札幌市および全国の出生率・合計特殊出生率



注) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の各年齢ごとの出生率をそのまま合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す値である。

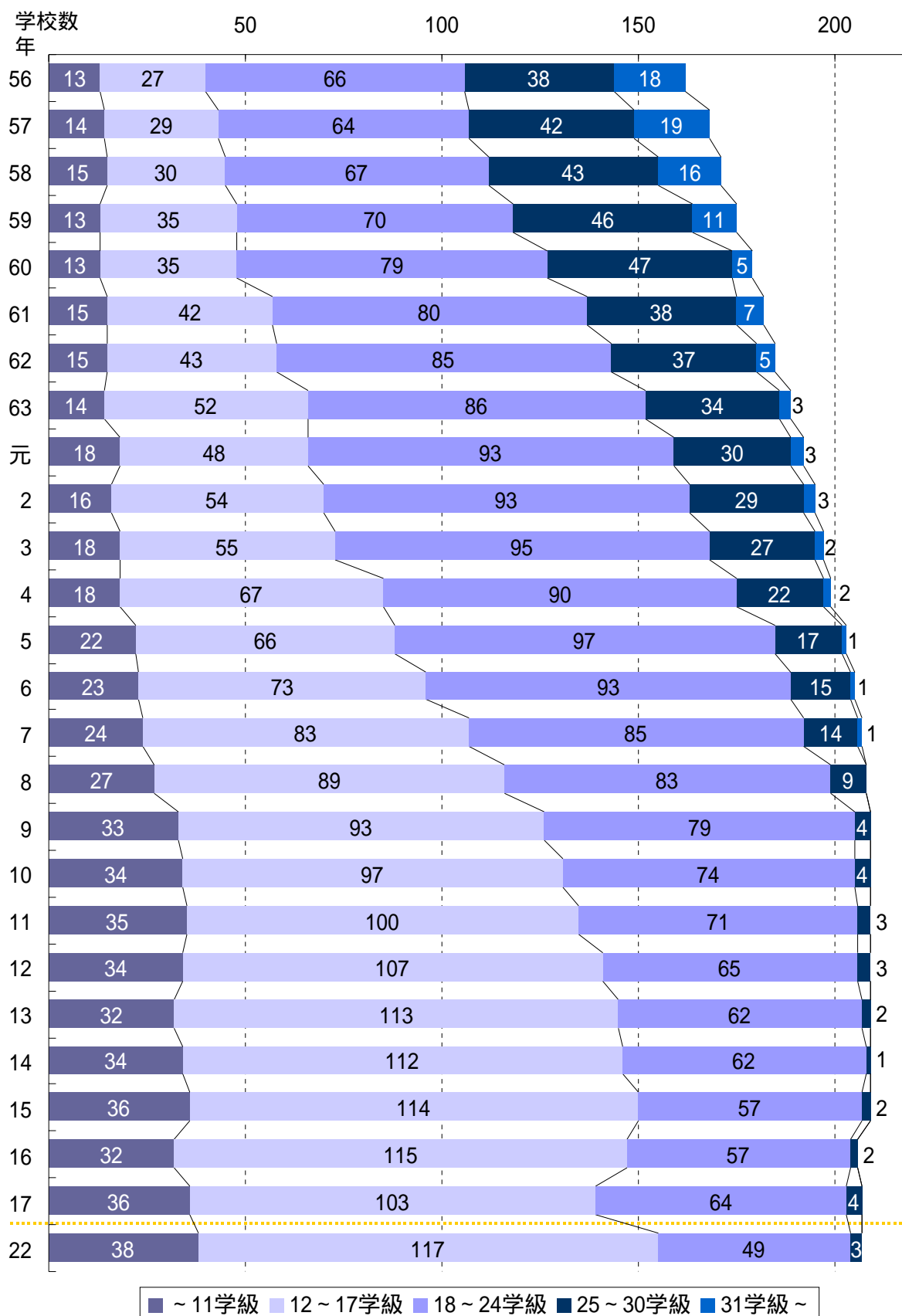
(3) 札幌市の規模別学校数の推移

札幌市の小学校を規模別にみると、平成16年度から小学校1年生、平成17年度からは小学校1、2年生で実施している「少人数学級実践研究事業」により、平成17年度では「18～24学級」が64校と前年対比で増加しているが、全体としては17学級以下の小学校の比率が高まっている。

平成17年度では、最も多いのが「12～17学級」の103校で、「11学級以下」は36校となっている。

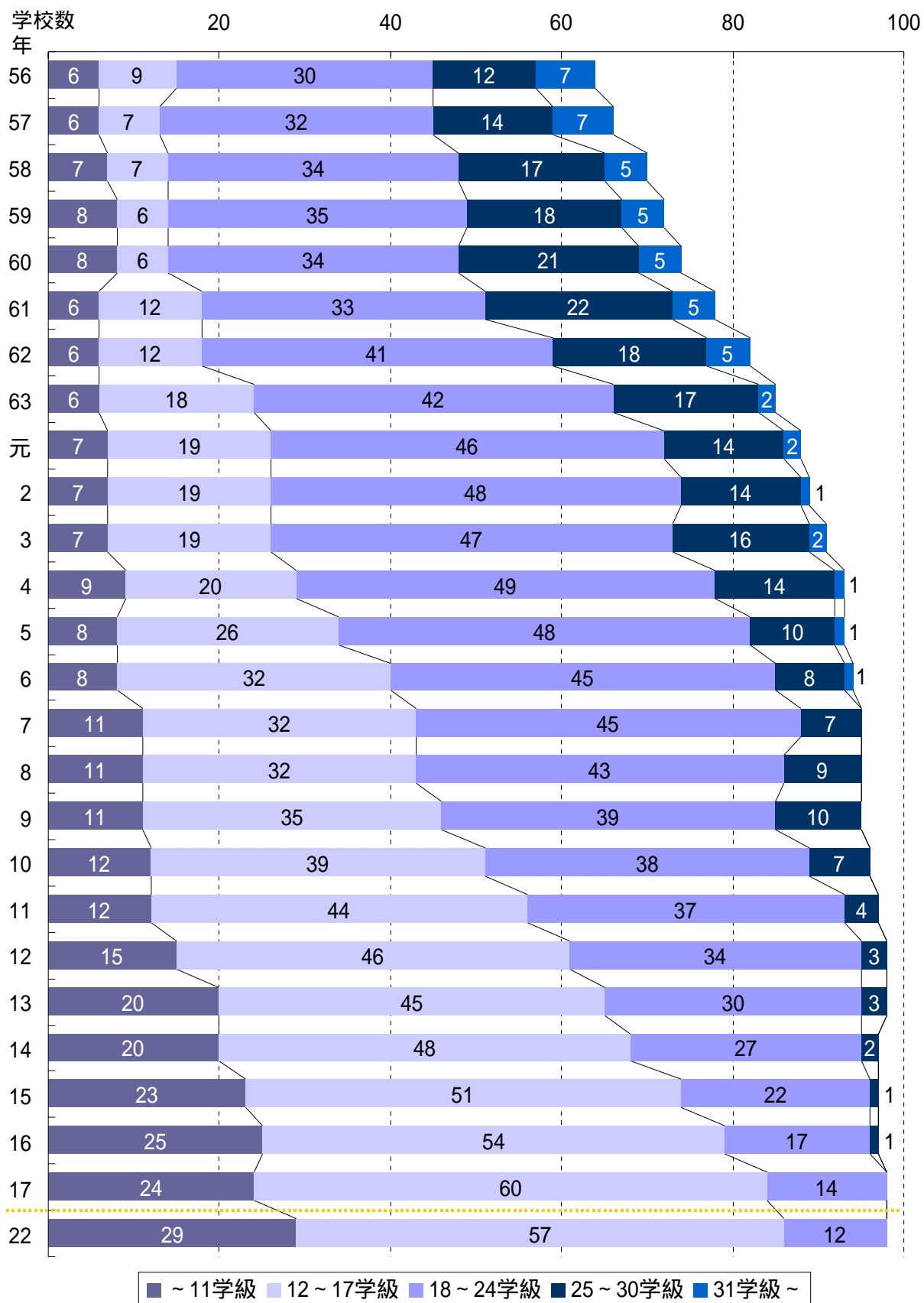
同様に中学校を規模別にみると、こちらも17学級以下の中学校の比率が高まっており、平成17年度では「12～17学級」が60校、「11学級以下」が24校となっている。なお、「18～24学級」が14校で、25学級以上の規模は解消された。

図表5 小学校の規模別学校数



注) 平成22年は推計値。

図表6 中学校の規模別学校数



注) 平成22年は推計値。

札幌市の小中学校における
学校適正配置のあり方について 意見提言

平成17年(2005年)11月発行
発行：札幌市学校適正配置検討懇談会
(事務局：札幌市教育委員会総務部計画課 TEL 011-211-3836)

| | |
|----------|---------------|
| 市政等資料番号 | 01-S00-05-668 |
| 担当部局保存期間 | 10年 |



